

福井県障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第一条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十七条（平成二十五年法律第六十五号）の規定に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談および当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、福井県障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議等を行う。

- 一 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有
 - 二 障がい者差別に関する相談体制の整備、障がい者差別の解消に資する取組みの共有
 - 三 障がい者差別の解消に資する取組みの周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発
 - 四 その他必要な事項に関すること
- 2 障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例（平成三十年福井県条例第十一号）第二十一条第四項の規定に基づき、障がいを理由とする差別に該当する事案について、あっせんを行う。
- 3 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(委員構成)

第三条 協議会の委員は、別表に掲げる機関等で構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が議事において必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第四条 委員の任期は三年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長および職務代理者)

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議の招集)

第六条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議の議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

(あっせんに関する部会)

第七条 協議会は、第二条第二項に規定するあっせんを行うことを目的に、福井県障がい者差別解消支援協議会（あっせんに関する部会、以下、「部会」という。）を置く。

2 部会は、協議会の委員のうち、紛争事案ごとに、会長および会長の指名する委員三人以上をもって組織する。

3 部会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 部会は、第七条第二項の委員の過半数が出席しなければ、議決をすることができない。

5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 部会は、別段の定めをした場合のほか、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

（事務局）

第八条 協議会の庶務は、福井県健康福祉部障がい福祉課において行う。

（その他）

第九条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。